

## <sup>18</sup>F-FDGを用いたPET検査の保険適応について

算定要件（2021年現在）	
心疾患	心サルコイドーシスにおける炎症部位の診断が必要とされる患者
悪性腫瘍 (早期胃癌を除き、 悪性リンパ腫を含む。)	他の検査、画像診断により病期診断、 転移・再発の診断が確定できない患者
血管炎	高安動脈炎等の大型血管炎において、 他の検査で病変の局在又は活動性の判断のつかない患者

PET検査の診療報酬算定要件は上記のようになり、ポイントとしては以下になります。  
昨今、政府の医療費抑制政策のため、他の検査より高額なこともあり厳しい審査が実施されます。

診療科の先生方に置かれましては、以下のポイントをお守り頂いた上でご依頼頂けますように、ご協力をお願い致します。

千葉徳洲会病院 核医学診断科 内線番号1010

- **PET検査の前に何らかの画像診断、他の検査による精査を行っておくことが必要です。**  
何らかの画像診断とは超音波検査、CT、MRI及び核医学検査であり、腫瘍マーカーは該当しません。
- 「悪性腫瘍“疑い”」は査定対象になる可能性があります。  
病理診断による確定診断が得られなかった場合でも、「臨床上高い蓋然性をもって悪性腫瘍と診断されている場合」は、保険適応となりますので、臨床病名として悪性腫瘍の病名を付けてください。
- 同じ患者で繰り返しPET検査を行う場合は、**6か月以上期間を空けてオーダーしてください。**  
半年以内に繰り返し検査を行った場合は、査定対象となる可能性があります。  
※算定要件の留意事項では、原則、6ヶ月に1回となっています。  
ただし、「悪性リンパ腫の治療効果判定」については、転移・再発診断の目的に該当するとの見解から、6ヶ月以内であっても保険適応となります。

### 【保険適応にならない例】

- ・ 「悪性リンパ腫」以外の、化学療法や放射線治療等の効果判定目的
- ・ 再発を疑う強い所見が無い定期的な経過観察目的
- ・ 腫瘍マーカー高値のみによる存在診断目的
- ・ 同一月内にガリウムシンチグラフィが実施されている場合
- ・ DPC包括請求で入院中(入院日、退院日を含む)の場合
- ・ スクリーニング目的、健康診断目的